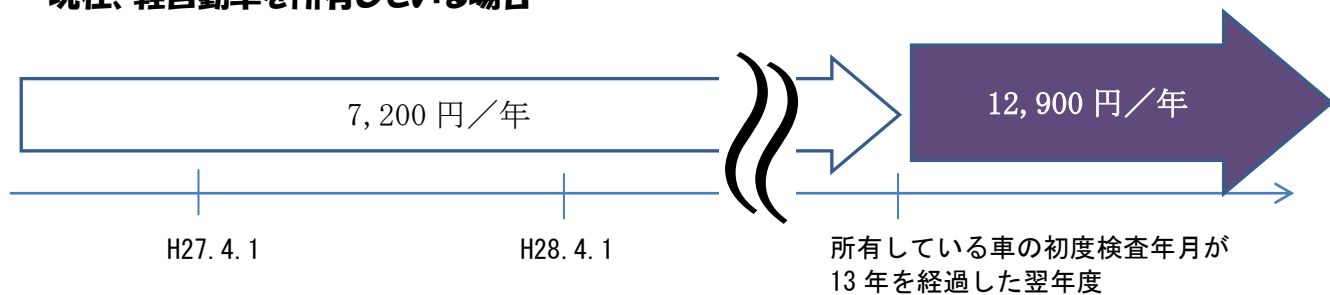


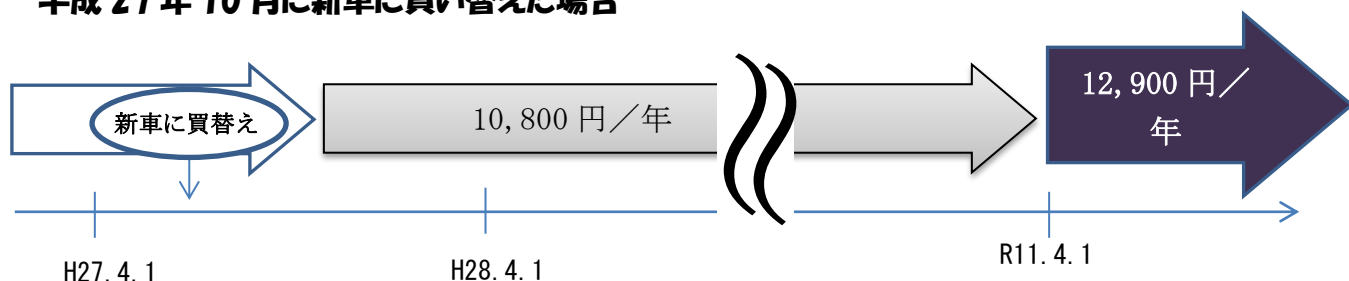
軽自動車税(種別割)の税負担の例(自家用・四輪乗用の場合)

1 現在、軽自動車を所有している場合



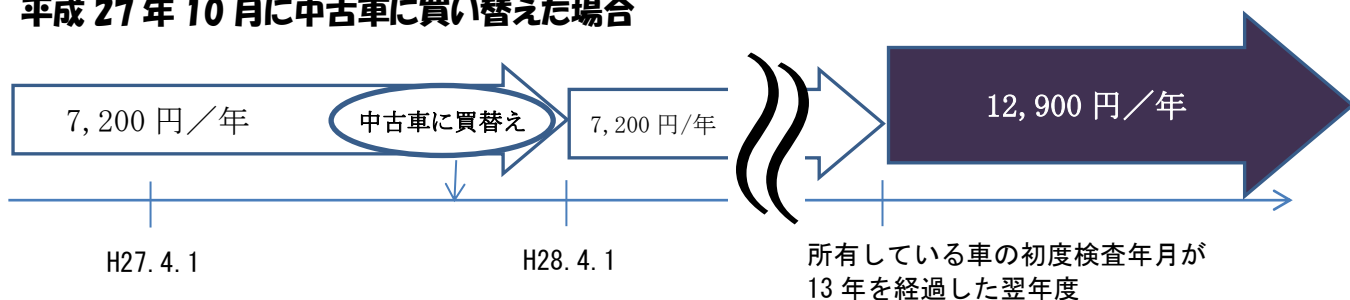
→ 現在所有している車が初度検査年月から 13 年経過するまでは現行の 7,200 円。13 年経過した翌年度から 12,900 円となります。

2 平成 27 年 10 月に新車に買い替えた場合



→ 平成 28 年度から 10,800 円となり、13 年経過する令和 10 年度まで 10,800 円となります※。令和 11 年度から 12,900 円となります。※グリーン化特例対象車両の場合は、H28 年度のみ税の軽減を適用します。

3 平成 27 年 10 月に中古車に買い替えた場合



→ その車が初度検査年月から 13 年経過するまでは現行の 7,200 円。13 年経過した翌年度から 12,900 円となります。ただし、初度検査年月が平成 27 年 4 月以降の中古車に買い替えた場合は、平成 28 年度から 10,800 円となります。